

(案)

伊豆半島道路ネットワーク会議 規約

(名称)

第1条 本会議は、「伊豆半島道路ネットワーク会議」(以下「会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 会議は、伊豆地域の道路交通需要に関わる社会情勢等の変化を踏まえて、「背骨」となる伊豆縦貫自動車道と、「肋骨」となる国県道、幹線市町道を含む地域全体の道路網のあるべき姿を検討し、短期、中長期を見据えた実施計画を策定することを目的とする。

(検討事項)

第3条 会議は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 伊豆地域の道路網のあるべき姿
- (2) 東京五輪の開催を踏まえた伊豆地域の短期、中長期にわたる実施計画
- (3) その他、会議の目的達成のために必要な事項

(会議)

第4条 会議のメンバー等は別表1のとおりとし、専門的な意見等を聴取するために、オブザーバーを置くことができる。

- 2 座長は、(一社)美しい伊豆創造センター会長とする。
- 3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名したものがその職務を代行する。
- 4 会議は、座長が招集し、会務を総括する。
- 5 座長は、必要があると認めるときは、別表1に掲げる者以外の者の意見を聞くことができる。

(作業部会)

第5条 会議の円滑な運営を図るため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 作業部会の座長は、(一社)美しい伊豆創造センター専務理事とし、必要に応じて招集する。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、静岡県交通基盤部道路局及び(一社)美しい伊豆創造センターとする。

(その他)

第7条 この規約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて、別途協議のうえ処理するものとする。

附 則

この規約は、平成28年 3月30日から施行する。

この規約は、平成28年 7月28日から施行する。

この規約は、平成28年11月 8日から施行する。

この規約は、平成30年12月 3日から施行する。

この規約は、平成31年 4月 1日から施行する。

この規約は、令和 2年12月28日から施行する。

この規約は、令和 5年 3月 日から施行する。

別表1（会議）

座長	(一社) 美しい伊豆創造センター会長
メンバー	(一社) 美しい伊豆創造センター専務理事 静岡県交通基盤部道路局長 静岡県下田土木事務所長 静岡県熱海土木事務所長 静岡県沼津土木事務所長
オブザーバー	国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所長 静岡県経営管理部賀茂地域局長 静岡県経営管理部東部地域局長 <u>静岡県スポーツ・文化観光部理事</u>

別表2（作業部会）

座長	(一社) 美しい伊豆創造センター専務理事
メンバー	(一社) 美しい伊豆創造センター事務局長 (一社) 美しい伊豆創造センター構成13市町道路所管部長又は課長 静岡県交通基盤部道路局道路企画課長 静岡県交通基盤部道路局道路整備課長 静岡県道路公社道路部長
オブザーバー	国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所副所長 国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所計画課長